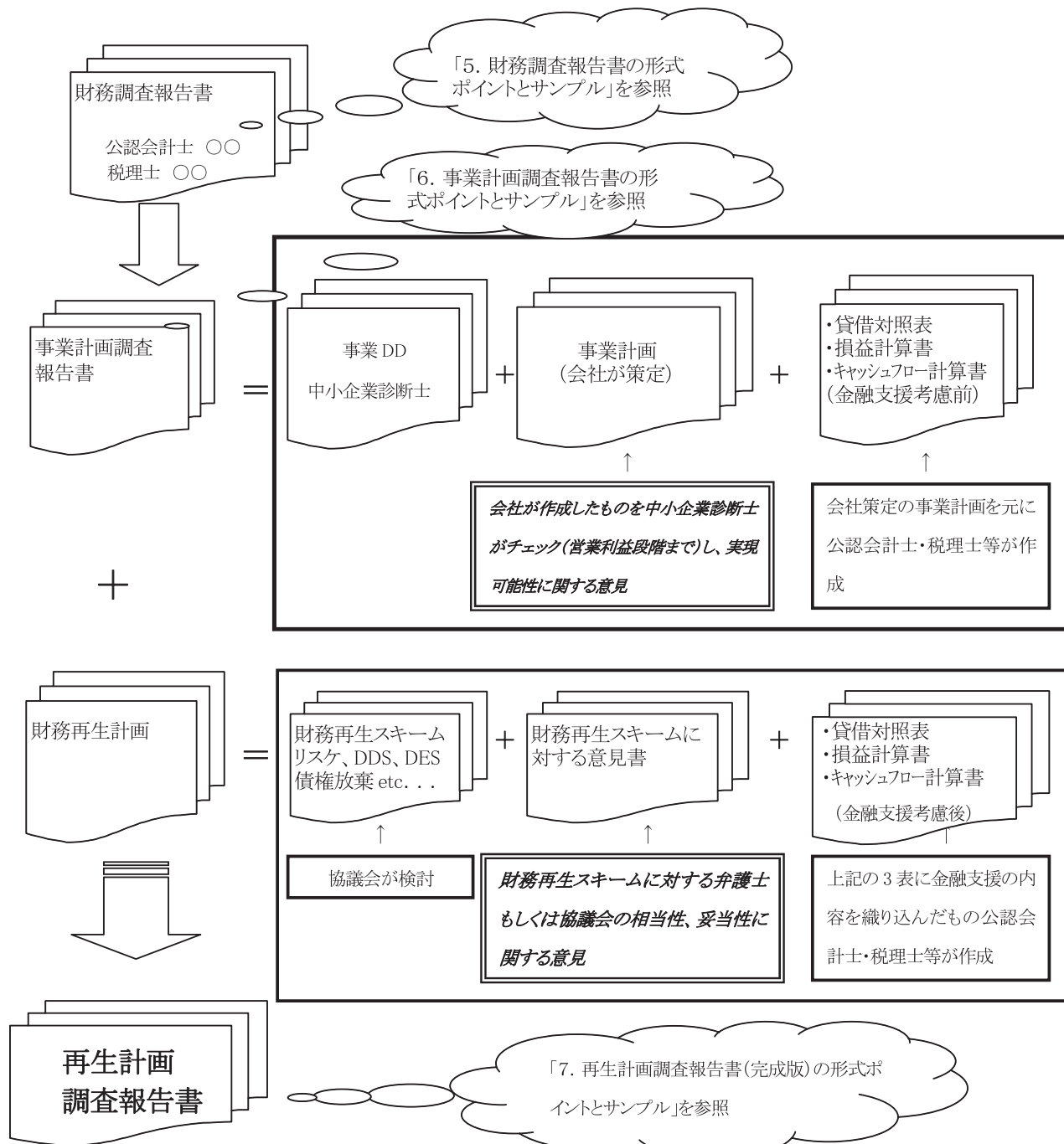


Ⅲ. 中小企業診断士が留意すべき支援業務内の各調査報告書の形式とポイント

1. 再生計画調査報告書のイメージ



※：この表は再生計画調査報告書に含まれるべき情報を記載したものであり、それぞれの内容について個別の報告書の作成を求めるものではないことに留意。

Ⅲ. 中小企業診断士が留意すべき支援業務内の各調査報告書の形式とポイント

5-0 「再生計画調査報告書のイメージ」

(1) 各調査報告書の作成は、以下のような分担となる。

- ① 財務調査報告書・・・公認会計士、税理士が、作成
- ② 事業計画調査報告書・・・主として中小企業診断士が、作成（ただし、事業計画は、会社が策定するものであり、中小企業診断士は事業計画策定を支援する立場にある）
- ③ 財務再生計画・・・再生支援協議会が主導して作成
- ④ 再生計画調査報告書・・・再生支援協議会が主導して作成

(2) 次ページ以降の「2. 中小企業診断士が留意すべき財務報告書の形式ポイントとサンプル」および「3. 中小企業診断士が留意すべき事業計画調査報告書の形式ポイントとサンプル」の中小企業再生支援協議会業務の欄は、原文どおりの記載であり、それに対応する中小企業診断士としての留意点と診断ツール／図表／解説が、記載されている。

(3) これに対し、「3. 中小企業診断士が留意すべき事業計画調査報告書の形式ポイントとサンプル」では、中小企業再生支援協議会業務にない事項が、補足事項として記載されており、それに対応する中小企業診断士としての留意点と診断ツール／図表／解説が、詳細に記載されている。これは、以下の事由による。

- ① 財務調査報告書や再生計画調査報告書の記載項目が、様式サンプル集において詳細に制定されているのに対して、事業計画調査報告書の様式が、特段定められていない。
- ② このため、ともすれば再生案件を担当する診断士によって記載項目（体裁）が、異なることが生じやすくなっている。もちろん、個々の再生案件ごとに記載内容が異なるのは、当然であるが、体的には、極力、標準化が望ましいと考える。
- ③ そこで本稿では、再生支援協議会業務における必要記載項目について説明を行うとともに、事業計画を策定する上で必要と思われる事項を補足事項として追加して詳細な説明を行ったつもりである。これにより、事業計画調査報告書の記載事項をできる限り標準化するとともに、報告書内容の水準を相応なレベルに維持することを期待するものである。

中小企業再生支援協議会業務	中小企業診断士としての留意点
<p>2. 中小企業診断士が留意すべき財務調査報告書の形式ポイントとサンプル (財務調査報告書は業務対応様式サンプル集の「様式 26」を参照)</p> <p>(1) 中小企業診断士が留意すべき必要記載項目の留意点</p> <p>① 調査の概要 調査目的・範囲・基準日・手続・会社との利害関係等</p> <p>② 調査結果の報告(総括) 窮境状況・窮境原因・除去可能性等</p> <p>③ 会社の概要 沿革・資本金・株主の状況・役員の状況・主な事業・グループ会社の状況</p> <p>④ 過去の業績及び財産等の経過分析 財産・損益・キャッシュフローの推移</p> <p>⑤ 財産の現況 修正貸借対照表・会計処理基準・資産及び負債の現況</p>	<p>2. 中小企業診断士が留意すべき財務調査報告書の形式ポイントとサンプル</p> <p>以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務調査報告書の作成は、公認会計士・税理士が担当するので、診断士は、直接には、担当しないが、財務調査報告書に記載される事項は、診断士が担当する事業計画調査報告書の前提となるものであり、その具体的内容については、診断士はきちんと把握しておく必要がある。なお、決算書を読む際に最低限留意すべき点は、後掲「診断ツール／図表／解説」の貸借対照表と損益計算書の吹き出し部分を参照願いたい。 ・ 公認会計士・税理士による財務分析は、財務データから読み取ることができる範囲に限定されがちであるが、診断士としては、部門毎や個々の事業の数字を現場でのチェック・検証を行うことにより財務データの信憑性を検証することが望ましい。

中小企業再生支援協議会業務	中小企業診断士としての留意点
<p>⑥ 窮境状況 実質債務超過・実質収支・過剰債務・正常収益力</p> <p>⑦ 清算価値の仮算定</p> <p>(2) 中小企業診断士が留意すべき財務調査報告書（財務 DD）の報告形式 外部専門家、公認会計士又は税理士等 報告 ⇒ A社 ・ A社と公認会計士・税理士等の間で財務 DD に関する業務委託契約書を締結している るので、通常は債務者宛てになる。</p> <p>※ 報告先は、A社と外部専門家の公認会計士等が業務委託契約を締結している場合は、A社宛になる。A社の負担なしで財務 DD を実施する場合は、再生支援協議会宛の報告書になるのが自然と考えられる。</p> <p>(3) 中小企業診断士が留意すべきその他留意事項</p> <p>① 2次対応開始時期により、財務 DD の基準時点を検討する。 ・ 決算月から3ヶ月以内の場合は決算時点 ・ 決算月から6ヶ月前後経過している場合は半期決算時点 ・ 場合によっては直近の試算表時点</p> <p>② 財務 DD 実施以降翌期末を跨いで支援完了する場合は、既提出の財務 DD をベースに翌期決算時点での修正を実施した追加報告が必要である。（外部専門家の公認会計士・税理士等が担当する。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記でも説明したとおり、財務調査報告書の作成は、公認会計士・税理士が担当する。 ・ 公認会計士・税理士の作業と診断士の作業は、基本的には、同時進行するものであり、診断士は、公認会計士・税理士と協調して作業を進めることが求められる。しかし、参加メンバーの都合により、物理的に、双方のメンバーが一堂に会する機会が十分取れないこともありうる。この場合には、診断士は再生支援協議会と連絡を密にして、会計チームと齟齬をきたさないように努めることが望まれる。

診断ツール／図表／解説

貸借対照表

回収可能性に問題はないか？	流動資産		流動負債	
	現金預金	XXX	支払手形	XXX
滞留在庫、陳腐化した在庫はないか？	受取手形	XXX	買掛金	XXX
	売掛金	XXX	短期借入金	XXX
	原材料	XXX	未払金	XXX
	仕掛品	XXX	前受金	XXX
回収不能なものはないか？特に社長、従業員に対するものは要注意	製品	XXX	未払法人税等	XXX
	商品	XXX	流動負債計	XXX
	収入金	XXX	固定負債	
	貸付金	XXX	長期借入金	XXX
償却不足、除却漏等はないか？	仮払金	XXX	長期未払金	XXX
	
	流動資産計	XXX	固定負債計	XXX
	固定資産		負債合計	
償却不足等はないか？	建物	XXX	資本の部	
	機械設備	XXX	資本金	XXX
	構築物	XXX	資本剰余金	XXX
	土地	XXX	利益剰余金	XXX
償却不足等はないか？	有形固定資産計	XXX	資本合計	XXX
	ソフトウェア	XXX		
	営業権	XXX		
	...			
	無形固定資産計	XXX		
	投資有価証券	XXX		
	関係会社株式	XXX		
	敷金・保証金	XXX		
	会員権	XXX		
	繰延資産	XXX		
	その他投資計	XXX		
	固定資産合計	XXX		
	資産合計	XXX	負債・資本合計	XXX

損益計算書

売上高			
製品売上	××		
商品売上高	××	××	売上高3期分の推移を比較してみよう
売上原価			
期首商品棚卸高	××		
当期商品仕入高	××		仕入金額と期首在庫のバランスはおかしくないか？
計			
期末商品棚卸高	××	××	
売上総利益			
××		××	
販売費及び一般管理費			
役員報酬	××		粗利益率の推移を比較してみよ
給与手当	××		
福利厚生費	××		
旅費交通費	××		
賃借料	××		
交際費	××		多額の役員報酬・交際費が計上されていることはないか？
保険料	××		
支払手数料	××		
減価償却費	××		
修繕費	××		
消耗品費	××		
通信費	××		
水道光熱費	××		
営業利益			
××		××	
営業外収益			
××		××	
営業外費用			
××		××	
経常利益			
××		××	
特別利益			
××		××	
特別損失			
××		××	
税引前当期純利益			
××		××	
法人税、住民税及び事業税			
××		××	
当期純利益			
××		××	

特別損益の部に含めるべきものが、経常損益の区分に含まれている場合は特別損益の部に組み替える